

令和 7 年 6 月定例会 産業労働企業委員会の概要

日時 令和 7 年 6 月 2 6 日（木） 開会 午前 1 0 時
閉会 午後 0 時 7 分

場所 第 5 委員会室

出席委員 松井弘委員長
渡辺聡一郎副委員長
渋谷真実子委員、永瀬秀樹委員、荒木裕介委員、岡地優委員、鈴木正人委員、
小森克己委員、田並尚明委員、小早川一博委員、平松大佑委員
※オンライン出席 鈴木正人委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]
野尻一敏産業労働部長、萩原啓産業労働部雇用労働局長、
神野真邦産業労働部産業政策局長、
浪江美穂産業労働部地域経済・観光局長、
内田貴之産業労働政策課長、小沢きよみ商業・サービス産業支援課長、
島田徹産業支援課長、村井秀成産業創造課長、
北島義丈産業拠点整備推進幹、竹澤幸一企業立地課長、井澤清典金融課長、
関根良和観光課長、関根昌浩雇用・人材戦略課長、伊藤佳子就業支援課長
下村修産業人材育成課長

久保佳代子労働委員会事務局長、
加藤和美労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

[企業局関係]
板東博之公営企業管理者、小島茂企業局長、島崎二郎経営企画部長、
加藤政寿水道部長、高橋理絵総務課長、忽滑谷真理子財務課長、
山本栄至地域整備課長、袈裟丸大水道企画課長、江田寿泰水道管理課長、
青木雄二主席工事検査員

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件 名	結 果
第 9 2 号	埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 0 1 号	令和 7 年度埼玉県一般会計補正予算（第 2 号）のうち産業労働部関係	原案可決

2 請願
なし

報告事項

1 産業労働部

- (1) 指定管理者に係る令和6年度事業報告書及び令和7年度事業計画書について
- (2) 令和7年度における指定管理者の選定について
- (3) カスタマーハラスメント防止条例（仮称）骨子案について

2 企業局

強靱な県営水道の構築

【付託議案に対する質疑（産業労働部関係）】

渋谷委員

- 1 埼玉県特別高圧受電事業者等支援金の手続は、入札で民間企業に委託するそうだが、どのような業務を委託しているのか。そして、価格高騰に対する緊急的な補助であることから、申請受付開始をできる限り速やかに、また、中小企業は少数精鋭で対応していることから、受付期間を長く設定するべきと考えるが、県としてどのように対応するのか。
- 2 今回の補助額は約2億2,800万円であるが、支援の対象となる中小企業数は、どの程度を想定しているのか。

産業支援課長

- 1 委託業務の内容として、コールセンターを設置した問合せ対応、申請や審査管理システムの構築、申請書類の受付、書類確認、並びに審査業務などが挙げられる。なお、最終的な審査及び支援金の支払事務については、県が直営で実施している。また、本補助に関する支援については、支援対象期間終了後の10月から速やかに申請受付を開始できるよう事務手続を進めていく。受付期間は、9月の電気料請求書が事業者へ到着する10月頃から約2か月程度の期間を確保する予定である。工場、工業団地及びオフィステナントについては、過去の実績から交付対象者が限られており、募集開始から既に交付決定を受けた事業者に対して個別にメール等で案内するなどの周知を十分に行うことにより、補助が必要な事業者から申請いただけると考える。なお、申請者の利便性を図るため、申請書類に関しても、これまでの支援で既に交付決定を受けた事業者に対しては、申請時から変更のない書類、例えば、会社の履歴事項全部証明書などの添付を省略するなど、申請者の負担軽減を図ってまいりたい。
- 2 支援対象について、工場は16者、工業団地は2か所、オフィスビルのテナントは15者、商業施設内のテナントは850者を想定している。

渋谷委員

過去の支援実績から、その支援対象者数は適切なのか。

産業支援課長

工場や工業団地、オフィスについては先に述べたとおり過去の実績から申請者が限られており、令和5年度に実施した第Ⅰ期、第Ⅱ期における事業者と同様の事業者から申請があると想定し、また、電気使用量の上振れに備えて積算しているため、適切に措置していると考えている。具体的な積算については、令和5年度の7月から9月の電気使用量の実績に支援の単価を乗じた上で、電気使用量の上振れを踏まえた額を加味して積算を行っている。

【付託議案に対する質疑（企業局関係）】

渋谷委員

- 1 今回の条例一部改正で部分休業の幅が広がり、男性職員も、より子育てに参加しやすくなり、こどもに寄り添うという面では、こどもの心身の育成にも良いことと考える。企業局では、昨年度何名の職員が部分休業を取得したのか。また、どのような形式で部分休業を取得したのか。
- 2 職員の部分休業の取得方法拡大は、職員にとってどのような効果が期待されるのか。また、民間、特に中小企業の働き方に生かすためにも、部分休業にどのような可能性を期待するのか。

総務課長

- 1 令和6年度、企業局では73名の対象職員のうち4名の職員が部分休業を取得した。勤務時間の終わりのみ、あるいは、勤務時間の前後両方など、職員の事情に応じた形式で部分休業を取得している。
- 2 部分休業の取得方法が拡大されることで、従来よりも更に育児を行う職員一人一人の意向や家庭生活の事情に応じた、より柔軟な働き方や仕事と育児の両立が可能となり、職員が高いモチベーションを維持しながら働き続けることが期待される。また、中小企業に部分休業のような短時間勤務制度が広がれば、ワーク・ライフ・バランスが改善し、従業員の満足度や定着率が向上するメリットが見込まれると考える。それから、企業イメージも向上し、優秀な人材の獲得や取引先等からの信頼の獲得につながることを期待される。

平松委員

- 1 先ほど渋谷委員の質疑で、4名が実際に、令和6年度は取得をしたという話であった。この男女別を教えてください。
- 2 法律の改正で条例改正を行うという話だが、これは、育児休業を取りやすくするために、こういった改正をしたという趣旨である。どのような形式であれば育児休業が取りやすいのか、例えば改正のタイミングなど様々な機会を捉えて、今回の改正はある程度、国で幅が決まっており、できることとできないことがあると思うが、しっかりと対象の方々の声を把握していくことが大切と思うが、今回はどうだったのか。

総務課長

- 1 昨年度の取得者4名のうち男性が1名、女性が3名となっている。
- 2 部分休業を現在活用している職員や対象となる職員に聞いてみたところ、例えば、帰宅後の家事や育児、こどもの送迎を、余裕を持って行うことができる、身体的な負担の軽減が図られる、との声が挙がっている。また、新たにこの度、10日取得が可能となることについては、こどもの長期間にわたる、例えば看護など、そういったものに対応できるとの声もあった。いずれにしても、こうした需要を受け止めていくた

めに、日頃から随時、育児等の両立支援制度について、周囲に周知していくとともに、まずは申出しやすい雰囲気醸成、それから、職員が制度を取得しやすい職場環境を整えていくことが大事だと考えている。

小早川委員

- 1 対象73名のうち4名が取得ということで、先ほど男女別の質問があったが、企業局としては、この取得状況をどう捉えているのか。
- 2 今回の改正の内容で、資料には記載がないが、非常勤職員に係る部分休業の対象となる子の年齢を小学校の就学の始期に達するまで引き上げるという内容も入っている。この点に関しては恐らく会計年度任用職員の方が対象になると思うが、ここに関して、今回の改正で含まれているのか。また、対象がいるのかどうかも含めて確認をしたい。

総務課長

- 1 企業局は職員の9割弱を男性職員が占めているが、女性職員の方が取得者が多い。もっと男性に取ってもらうように、申出しやすい環境づくりに精進してまいりたい。
- 2 委員の見込みのとおり、非常勤職員というのは会計年度任用職員である。埼玉県企業職員就業規程により、知事部局に準じて部分休業に関する改正を行うこととしており、企業局の会計年度任用職員も知事部局の会計年度任用職員と同様に、小学校就学の始期に達するまで取得できるようになる予定である。また、企業局の会計年度任用職員の中に今回の部分休業の対象となる職員は、現在のところいない。

【付託議案に対する討論】

なし